

平成28年度
南相馬市決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
について

平成29年8月
南相馬市総務部財政課

はじめに

南相馬市における健全化判断比率等の対象会計等について

会計名等		適用範囲		
一般会計等	一般会計			
	一般会計等に属する特別会計 育英資金貸付特別会計 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計			
			国民健康保険特別会計	
			介護保険特別会計	
			後期高齢者医療特別会計	
	公営企業会計	法適用企業		
				水道事業会計
				工業用水道事業会計
				病院事業会計
		下水道事業会計		
		法非適用企業		簡易水道事業特別会計
				農業集落排水事業特別会計
				工場用地等整備事業特別会計
				宅地造成事業特別会計
				一部事務組合 広域連合
相馬地方広域水道企業団				
福島県後期高齢者医療広域連合				
福島県市民交通災害共済組合				
福島県市町村総合事務組合				
地方公社 第三セクター等	相馬地方土地開発公社			

介護サービス事業特別会計については、決算統計上は公営企業会計(法非適用企業)として取り扱うことになっているが、健全化判断比率等算定上は、公営企業会計以外の公営事業会計として取り扱うため、資金不足比率の算定対象とはならない。

1 健全化判断比率

(単位 : %)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.56	20.00
連結実質赤字比率	-	17.56	30.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

- * 健全化判断比率は、平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標である。
- * 早期健全化基準は、地方公共団体が、財政収支の不均衡、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。
 - 1 つでも基準を超えた場合
 - ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）
 - ・ 実施状況の議会への報告、公表
 - ・ 外部監査要求の義務付け 等
- * 財政再生基準は、地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（国等の関与による確実な再生）である。
 - 1 つでも基準を超えた場合
 - ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）
 - ・ 実施状況の議会への報告、公表
 - ・ 外部監査要求の義務付け
 - ・ 計画について国への協議
 - ・ 地方債の制限（国の同意を得ていない場合） 等

4 指標とも、「早期健全化基準」に該当しない状況である。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「 - 」表示としている。

将来負担比率は、一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため「 - 」表示にしている。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
工業用水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	20.0
簡易水道事業特別会計	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	20.0
工場用地等整備事業特別会計	-	20.0
宅地造成事業特別会計	-	20.0

* 資本不足比率は、平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、公営企業会計の経営状況を示すものとして定められた指標である。

* 経営健全化基準は、地方公共団体が、公営企業ごとに自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準である。

1 つでも基準を超えた場合

・ 財政再生計画の策定（議会の議決）

・ 実施状況の議会への報告、公表

・ 外部監査要求の義務付け 等

全ての会計において、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

資金不足比率は、資金不足額がないため「-」表示としている。

3 各健全化判断比率の算定内訳

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率

実質赤字比率とは・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模
に対する比率

一般会計等の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	H28 a	H27 b	差引 (a - b)
実質赤字比率	8.12	11.23	3.11
早期健全化基準	12.56	12.55	0.01
財政再生基準	20.00		

* 早期健全化基準は、標準財政規模に応じ 11.25% ~ 15% で適用される。

* 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円、%)

会 計 名		H28実質収支額 a	H27実質収支額 b	差引 (a - b)
一 般 会 計 等	一般会計	1,507,430	2,120,007	612,577
	に一般 別属 会計 する 特等			
	育英資金貸付特別会計	8,220	1,370	6,850
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計	759	1,669	910
合計		1,516,409	2,123,046	606,637
実質赤字額		1,516,409	2,123,046	606,637
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)		18,654,634	18,904,430	249,796
実質赤字比率 (%)		8.12	11.23	3.11

* 実質赤字の額 = 「(歳入総額 - 歳出総額) - (支払繰延額 + 事業繰越額) - 翌年度に繰り越すべき財源」が負数の場合における、その数値の絶対値の額

一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、表示にしている。

【参考】南相馬市の標準財政規模

標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す全国統一の指標で、健全化指標の分母となる重要な数値である。

標準財政規模は、「標準税収入額等 + 普通地方交付税額」で求められ、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを表す。

また、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債発行可能額もこの標準財政規模に加えられる。

標準財政規模 平成28年度 186億5,463万4千円		
標準税収入額等 (標準税収入額 + 譲与税・交安交付金) 123億5,456万6千円	普通交付税 54億8,442万9千円	臨時財政 対策債 8億 1,563万9千円

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、水道事業などのすべての公営事業会計を合算し、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど市全体の財政状況が厳しいことを表す。

（単位：％）

区 分	H28 a	H27 b	差引 (a - b)
連結実質赤字比率	72.61	61.45	11.16
早期健全化基準	17.56	17.55	0.01
財政再生基準	30.00		

* 早期健全化基準は、標準財政規模に応じ 16.25% ~ 20% で適用される。

* 連結実質赤字比率の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円、%)

会 計 名		H28実質収支額、 資金不足・剰余額 a	H27実質収支額、 資金不足・剰余額 b	差 引 (a - b)		
一般会計等		1,516,409	2,123,046	606,637		
公 営 事 業 会 計	一般会計等 以外の特別 会計のうち、公営企 業に係る特 別会計以外の 特別会計	国民健康保険特別会計	1,161,574	1,453,829	292,255	
		介護保険特別会計	200,041	153,269	46,772	
		後期高齢者医療特別会計	194	1,189	995	
		介護サービス事業特別会計	0	0	0	
	公 営 企 業 会 計	法 適	水道事業会計	4,447,176	3,869,346	577,830
			工業用水道事業会計	2,069,899	1,788,748	281,151
			病院事業会計	3,240,700	1,395,392	1,845,308
			下水道事業会計	906,150	823,778	82,372
		法 非 適	簡易水道事業特別会計	0	0	0
			農業集落排水事業特別会計	3,114	9,644	6,530
			工場用地等整備事業特別会計	0	0	0
			宅地造成事業特別会計	0	0	0
合 計		13,545,257	11,618,241	1,927,016		
連結実質赤字額		13,545,257	11,618,241	1,927,016		
標準財政規模		18,654,634	18,904,430	249,796		
連結実質赤字比率 (%)		72.61	61.45	11.16		

一般会計等及び連結するすべての他の会計を合算した実質収支額、資金不足・剰余額が黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

連結実質赤字比率は、実質収支額、資金不足・剰余額が黒字のため、表示にしている。

実質公債費比率

実質公債費比率とは・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

地方債の返済額及びこれに準ずる額の負担の程度を示すもので、数値が大きいほど返済負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	H28 a	H27 b	差引 (a - b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	10.1	12.3	2.2
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

* 実質公債費比率の算定方法

$$\text{実質公債費比率(3カ年平均)} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模} - \text{二}}$$

イ：元利償還金

ロ：準元利償還金（ から までの合計額）

ハ：特定財源

ニ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円、%)

実質公債費比率分析	28(単年度)		27(単年度)		26(単年度)	
	算定額	分母比	算定額	分母比	算定額	分母比
分子(～ - 控除額計A)	1,145,397	7.3	1,809,059	11.4	1,800,322	11.8
元利償還金の額 (繰上償還額等の額に係る分を除く)	2,938,148	18.7	3,506,162	22.1	3,709,016	24.3
積立不足額を考慮して算定した額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,016,965	6.5	1,180,098	7.4	991,631	6.5
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	57,964	0.4	54,356	0.3	39,196	0.3
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	164,915	1.1	169,182	1.1	239,118	1.6
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
控除額計A(～) (基準財政需要額に算入された額 ～)	3,032,594	19.3	3,100,739	19.5	3,178,639	20.8
特定財源の額	66,769	0.4	65,843	0.4	55,611	0.4
事業費補正算入	889,427	5.7	945,217	6.0	1,044,440	6.9
災害復旧費等	1,933,103	12.3	1,945,148	12.3	1,925,516	12.6
密度補正算入	143,295	0.9	144,531	0.9	153,072	1.0
分母(～ - (控除額計A -))	15,688,809	100.0	15,869,534	100.0	15,245,605	100.0
標準税収入額等	12,354,566	78.7	11,766,000	74.1	10,832,163	71.1
普通交付税額	5,484,429	35.0	6,088,967	38.4	6,299,473	41.3
臨時財政対策債発行可能額	815,639	5.2	1,049,463	6.6	1,236,997	8.1
控除額計 A -	2,965,825	18.9	3,034,896	19.1	3,123,028	20.5
実質公債費比率(単年度)	7.30073		11.39957		11.80879	

H28実質公債費比率(3カ年平均)	10.1
-------------------	------

実質公債費比率（H26～H28の3カ年平均値）は10.1%であり、前年度比2.2ポイントの低下となり、早期健全化基準（25.0%）も下回った。

単年度ベースでは、7.3%であり、前年度比4.1ポイントの低下となった。

その主な要因については、次のとおり。

- ・H27に実施した繰上償還の影響によるものや地方債の償還が終了したものが多かったため、元利償還金が減少（5.7億円）したこと
- ・企業債の償還が進んでいることから公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が増加（1.6億円）したこと
- ・3カ年平均ベースで見ると、算定対象となる年度が置き換わった（²⁵13.8% ²⁸7.3%）こと

将来負担比率

将来負担比率とは・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準
財政規模に対する比率

地方債など将来負担すべき額の残高の程度を示すもので、数値が大きいほど
今後の財政負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	H28 a	H27 b	差引 (a - b)
将来負担比率	-	-	-
早期健全化基準	350.0		

* 将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}}$$

将来負担額： ' から ' までの合計額

充当可能基金額： ' から ' までの償還額等に充てることができる地方自治法第
241条の基金

(単位：千円、%)

将来負担比率分析	28		27		28 - 27	
	算定額	分母比	算定額	分母比	増減	対前年度増減率
分子(B - C)	10,126,043	13.8	5,750,297	36.2	4,375,746	-
将来負担額 B (' ~ ')	47,535,656	303.0	49,800,301	313.8	2,264,645	4.5
' 地方債の現在高	30,884,368	196.9	31,923,335	201.2	1,038,967	3.3
' 債務負担行為に基づく支出予定額	622,572	4.0	859,463	5.4	236,891	27.6
' 公営企業債等繰入見込額	11,684,579	74.5	12,334,699	77.7	650,120	5.3
' 組合等負担等見込額	189,755	1.2	249,800	1.6	60,045	24.0
' 退職手当負担見込額	4,154,382	26.5	4,433,004	27.9	278,622	6.3
' 設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
地方道路公社	0	0.0	0	0.0	0	-
土地開発公社	0	0.0	0	0.0	0	-
地方独立行政法人	0	0.0	0	0.0	0	-
第三セクター等	0	0.0	0	0.0	0	-
' 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	-
' 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
充当可能財源等 C (' ~ ')	57,661,699	367.5	55,550,598	350.0	2,111,101	3.8
' 充当可能基金	25,203,081	160.6	22,534,907	142.0	2,668,174	11.8
' 充当可能特定歳入	1,329,380	8.5	818,815	5.2	510,565	62.4
うち都市計画税	0	0.0	0	0.0	0	-
' 基準財政需要額算入見込額	31,129,238	198.4	32,196,876	202.9	1,067,638	3.3
分母(標準 - (控除額計 A -))	15,688,809	100.0	15,869,534	100.0	180,725	1.1
標準財政規模	18,654,634	118.9	18,904,430	119.1	249,796	1.3
控除額計 A - (再掲)	2,965,825	18.9	3,034,896	19.1	69,071	2.3
将来負担比率	-		-		-	

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に
充当可能な財源の額が上回るため、将来負担比率は生じてい
ない。

その主な要因については、次のとおり。

- ・ H27 に地方債の繰上償還を行った影響で、地方債の残高
が減少（ 10.4 億円）したこと
- ・ 減債基金などの積立などにより充当可能基金残高が増加
（+26.7 億円）したこと
- ・ 公営企業における企業債の償還が進んでいる（ 6.5 億
円）こと

参考として充当可能財源等の超過率をマイナス表示した比
率は、64.5%である（平成27年度 36.2%）。

なお、将来負担比率が発生していない大きな要因は、復旧・
復興のための財源として積立している基金の残高が大きいこ
とであるが、復旧・復興事業の財源として活用することによ
り基金残高が減少する見込みであり、それに伴い、今後、将
来負担比率は発生する見込みである。

将来負担比率は、一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来
負担額に充当可能な財源の額が上回るため、「 - 」表示にしている。

(2) 資金不足比率の算定内訳

資金不足比率とは・・・公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する
比率

公営企業の事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど経営状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

会計名		H28 a	H27 b	差引(a - b)
法適	水道事業会計	410.7	370.1	40.6
	工業用水道事業会計	537.8	463.6	74.2
	病院事業会計	94.0	44.0	49.9
	下水道事業会計	149.6	140.5	9.1
法非適	簡易水道事業特別会計	0.0	0.0	0.0
	農業集落排水事業特別会計	6.7	21.7	15.0
	工場用地等整備事業特別会計	0.0	0.0	0.0
	宅地造成事業特別会計	0.0	0.0	0.0
経営健全化基準		20.0		

* 資金不足額がないため、表示にしている。

* 実質公債費比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：

・法適用企業の場合

(流動負債 - 流動負債に計上されている企業債及び長期借入金で建設改良費等に充てられる額 - 流動負債に計上されている引当金とリース債務) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (流動資産 + 流動資産に係る貸倒引当金) - 解消可能資金不足額

負数表示の場合は、資金の剰余額となる。

・法非適用企業の場合

A歳出額 + B建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - C(歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - D解消可能資金不足額

Dの解消可能資金不足額は、A+B-C > 0であれば算入し、A+B-C-D < 0となるときは、A+B-C-D = 0とする。

・工場用地等整備事業特別会計及び宅地造成事業特別会計の場合

A歳出額 + B建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - C(歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - D土地収入見込額 + E(地方債残高+他会計長期借入金)

Eについては、A+B-C-D < 0であれば算入し、A+B-C-D+E > 0となるときは、A+B-C-D+E = 0とする。

事業の規模

・法適用企業の場合

営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円、%)

	会 計 名	資金不足額 ア	事業の規模 イ	資金不足比率(%) ア/イ×100
法 適	水道事業会計	4,447,176	1,082,767	410.7
	工業用水道事業会計	2,069,899	384,854	537.8
	病院事業会計	3,240,700	3,449,159	94.0
	下水道事業会計	906,150	605,748	149.6
法 非 適	簡易水道事業特別会計	0	2,831	0.0
	農業集落排水事業特別会計	3,114	46,532	6.7
	工場用地等整備事業特別会計	0	110,803	0.0
	宅地造成事業特別会計	0	745,796	0.0

* 資金不足額がないため、表示にしている。

全ての公営企業において、資金不足となる会計はない。